

福祉制度について

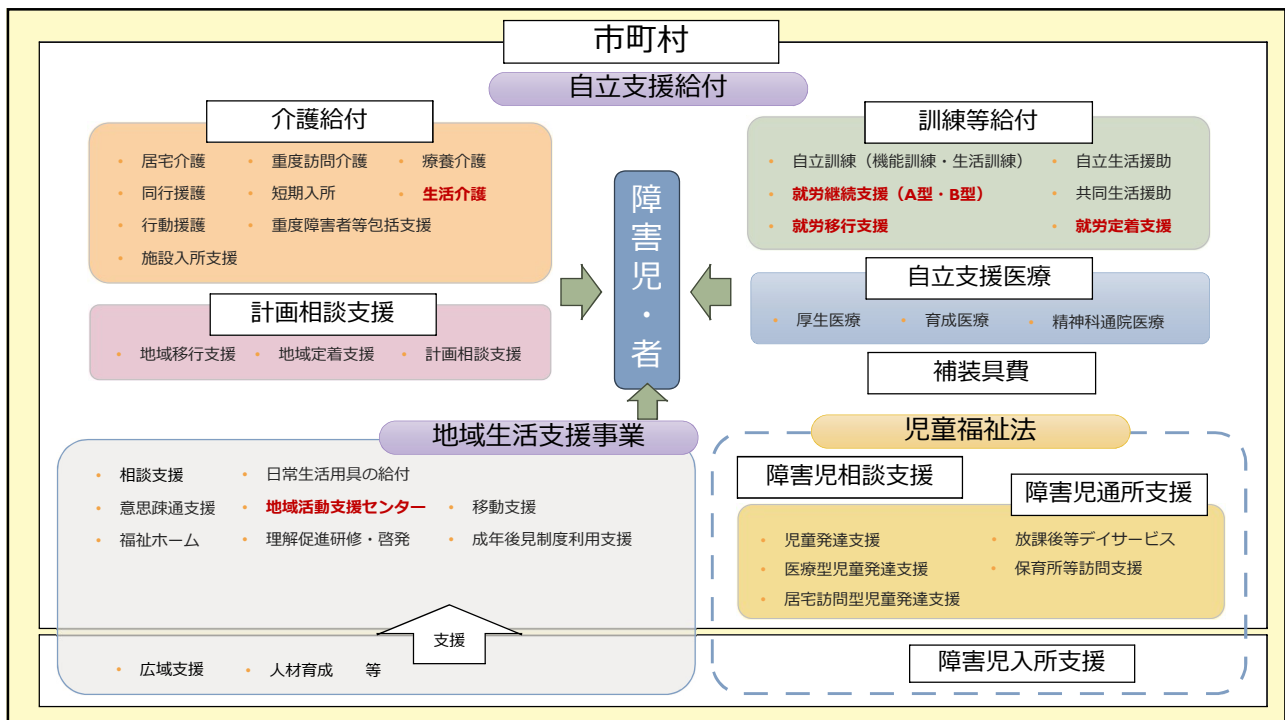
令和7年1月26日（日）
広島市障害者自立支援協議会
佐伯区地域部会 就労部会

本日の流れ

- 1 障害者総合支援法について
- 2 佐伯区内の日中活動先
- 3 それぞれのサービス内容
- 4 サービスを使っていくには
- 5 卒業後（成人後）の進路

障害者総合支援法とは

- 正式名称は、“障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律”という。
- 障害者自立支援法（平成18年）が改正され、平成25年4月から施行。
- 「障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営む」ことを目的に地域生活支援事業による支援を含めた総合的な支援を行う。



佐伯区内の日中活動先

サービスの種類	佐伯区内の事業所 (事業所数、略称)	障害支援 区分	サービス等 利用計画
生活介護	14ヶ所 (ファニー、淳昭園、皆賀園、いしうちベーカリー、らいふあーと五日市、あいる、ひといき、エール、鈴が峰、ふいと、さつきの家、マリオplus、いしうちの郷、carefree輝)	必要 ※区分3以上	必要
就労継続支援A型	6ヶ所 (ともに、ともに原田橋、ともに石内、げんき五日市、self-A・広島海五日市、弁天堂)	不要	必要
就労継続支援B型	15ヶ所 (皆賀園、self-A・広島海、こんぱす、むぎの家、いしうちの森、いしうちベーカリー、エール、ワーキングパートナーズいつかいち、幸工房、ウィークスリー、にじげんファクトリー、self-A・広島海五日市B、コココ、アールテックワークス)	不要	必要
就労移行支援	2ヶ所 (皆賀園、LITALICO五日市)	不要	必要
就労定着支援	1ヶ所 (皆賀園)	不要	必要
地域活動支援センター	3ヶ所 (地域生活支援センターいつかいち、湯来障害者デイサービス、ほほえみ)	不要	不要

就労継続支援A型

事業所名	住所・連絡先	事業内容
1 広島自立支援センターとむぎ	佐伯区五日市町上野内1-7-18 TEL 929-0185 FAX 928-6578	業務用・小売・高機能福祉施設 福祉・生活支援・福祉作業
2 広島自立支援センターとむぎ 原田橋事業所	佐伯区五日市町原田橋1-129 TEL 992-1907-4793 FAX 928-6578	中学・高校生の障害者・障害者の 生活支援・福祉作業
3 広島自立支援センターとむぎ 石内事業所	佐伯区五日市町石内2014-7 TEL 999-4904-1949 FAX 928-6578	知的・身体障害、多岐にわたる 障害者に対する、福祉作業
4 ジョブサポート けいふ 五日市	佐伯区皆賀園3-25 佐伯北小学 TEL 961-4530 FAX 961-4529	工場内作業・清掃作業・内 務作業
5 self-A・広島海 五日市 (多機能型)	佐伯区五日市町2-15-2 TEL 205-9614 FAX 553-0780	障害者の職業的及び職業訓練・ 職業体験・福祉・福祉作業 等・就業・福祉活動など、福祉 活動
6 弁天堂 福祉	佐伯区五日市町2-11-7 TEL 299-7527 FAX 533-6939	福祉作業・生活支援・福祉活動 等・就業・福祉活動による福祉 活動

生活介護事業所

事業所名	住所・連絡先	事業内容
★ ファニー	佐伯区五日市1-7-18 TEL 533-8985	高齢者・障害者の福祉活動中心 に活動
★ 淳昭園	佐伯区八幡1-5-20 TEL 928-0802 FAX 927-6080	高齢者・障害者、社会参加、福祉、 生活支援による活動、福祉 活動など
★ 広島市修習園	佐伯区皆賀園2-10-11 TEL 921-0813 FAX 921-0821	障害者(知的障害、身体障害、発達 障害、知的障害)の福祉・福祉 活動・福祉活動による活動
★ いしうちベーカリー	佐伯区五日市町石内町3906-1 TEL 208-1404 FAX 208-1504	福祉作業、福祉活動による福祉 活動
★ 生活介護事業所らら 五郎と五日市	佐伯区新田888-17 TEL 208-2859 FAX 208-2859	福祉作業、福祉活動による福祉 活動
★ 生活介護事業所あいる	佐伯区八幡5-8-9 TEL 533-7742 FAX 533-7743	福祉作業、福祉活動による福祉 活動
★ ひといき生活介護	佐伯区別所3-20-43 TEL 942-8927	福祉作業、福祉活動による福祉 活動
★ 多機能事業所エール	佐伯区千種2-14-7 TEL 533-6444 FAX 533-6445	福祉作業・福祉活動による福祉 活動
★ 福祉作業・生活支援 鈴が峰	佐伯区五日市町皆賀104-27 TEL 943-8888 FAX 943-7788	福祉作業・福祉活動による福祉 活動
★ あいる	佐伯区八幡1-27-16 TEL 929-6180	福祉作業・福祉活動による福祉 活動
★ 社会福祉法人清風 社会の家	佐伯区五日市町4-16-9 TEL 942-4778 FAX 942-4779	福祉作業・福祉活動による福祉 活動
★ 多機能事業所 りんごの郷	佐伯区五日市町47-5-7 TEL 924-7320 FAX 924-7321	福祉作業・福祉活動による福祉 活動
★ いしうちの郷	佐伯区五日市町皆賀3906-3 TEL 942-1144 FAX 942-0706	福祉作業・福祉活動による福祉 活動
★ 生活介護 carefree輝	佐伯区皆賀園2-16-19 TEL 533-7216	福祉作業・福祉活動による福祉 活動

就労継続支援B型

事業所名	住所・連絡先	事業内容
△ 広島市修習園	佐伯区皆賀園2-10-11 TEL 921-0813 FAX 921-0821	福祉作業・福祉活動による福祉 活動
△ self-A・広島海 五日市 (多機能型)	佐伯区五日市町2-15-2 TEL 205-9614 FAX 553-0780	福祉作業・福祉活動による福祉 活動
△ 就労支援センター こんぱす	佐伯区皆賀園2-20-2 TEL 961-4980 FAX 961-4874	福祉作業・福祉活動による福祉 活動
△ いたかひ 石内福祉作業所	佐伯区皆賀園3-8 TEL 928-1672 FAX 928-1672	福祉作業・福祉活動による福祉 活動
△ いしうちの森	佐伯区五日市町石内3912 TEL 927-1139 FAX 927-6611	福祉作業・福祉活動による福祉 活動
△ いしうちベーカリー	佐伯区五日市町石内町3906-1 TEL 208-1404 FAX 208-1504	福祉作業・福祉活動による福祉 活動
△ 多機能事業所エール	佐伯区千種2-14-7 TEL 533-6444 FAX 533-6445	福祉作業・福祉活動による福祉 活動
△ ワーキングパートナーズいつかいち	佐伯区八幡1-5-26-14 TEL 533-6672 FAX 533-6673	福祉作業・福祉活動による福祉 活動
△ 特定非営利活動法人 けいふ 幸工房	佐伯区五日市町4-15-49-1 TEL 923-9226	福祉作業・福祉活動による福祉 活動
△ 就労支援センター ワークスリー 五日市	佐伯区皆賀園3-8 TEL 943-7850 FAX 943-7851	福祉作業・福祉活動による福祉 活動
△ にじげん あふくこころ情報	佐伯区皆賀園2-23 TEL 923-9461 FAX 923-9462	福祉作業・福祉活動による福祉 活動
△ みんなで育てる 有徳の家	佐伯区皆賀園16-13 TEL 939-49-1974 FAX 939-48-1801	福祉作業・福祉活動による福祉 活動
△ self-A・広島海 五日市B	佐伯区五日市町3-5-33-102 TEL 961-3720 FAX 961-3723	福祉作業・福祉活動による福祉 活動
△ コッコ	佐伯区皆賀園2-6-21 TEL 050-5830-1292	福祉作業・福祉活動による福祉 活動
△ アールテックワークス	佐伯区五日市町7-9-32 TEL 941-5282 FAX 941-8280	福祉作業・福祉活動による福祉 活動

就労移行支援・就労定着支援

事業所名	住所・連絡先	主な事業内容
△ 広島市修習園 (就労移行・就労定着)	佐伯区皆賀園2-10-11 TEL 921-0813 FAX 921-0821	知的障害、精神障害、発達障 害
△ LITALICOワークス 広島五日市	佐伯区皆賀園3-23-201 TEL 943-5048 FAX 943-5049	知的障害、発達障害、精神障 害、障害者(知的障害、発達障 害)による福祉活動

地域活動支援センターⅡ-B型

事業所名	住所・連絡先	主な事業内容
1 湯来障害者 デイサービス	佐伯区湯来町3-338 TEL 939-0308 FAX 939-0309	知的障害・発達障害・精神障 害による福祉活動

広島市障害者自立支援協議会佐伯区地域部会
事務局：広島市佐伯区障害者福祉相談支援センター
TEL：082-924-0028 FAX：082-943-0874

広島市佐伯区 障害者支援事業所 MAP 第3版



生活介護

日中活動を通じて、社会参加、自立の促進、生活の改善、身体機能の維持向上をはかる

- 障害支援区分が区分3以上の方
- 年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2以上の方
- 生活介護と施設入所支援との利用の組み合わせを希望する者であって、障害支援区分が区分4（50歳以上の者は区分3）より低い方で、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案を作成する手続きを経た上で、市町村により利用の組み合わせの必要性が認められた方

就労継続支援 A 型

事業所と雇用契約を結び、働きながら、一般就労を目指すサービス

- 企業等に就労することが困難な方であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の方
- 65歳になる前の5年間に障害福祉サービスの支給決定を受けており、65歳になる前日の時点で就労継続支援A型の支給決定を受けていた方
- 雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行う

就労継続支援 B 型

障害や体調に合わせ、自分のペースで働いたり、就労に必要なスキルを習得したりできるサービス

- 就労移行支援事業等を利用したが、一般企業等の雇用に結びつかない方や、一定年齢に達している方などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される方
- 生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う

就労移行支援

働くために必要なスキルを身につけるトレーニングや、就職活動のサポートを受けられるサービス

- 就労を希望する65歳未満の障害のある方であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる方
- 65歳になる前の5年間に障害福祉サービスの支給決定を受けており、65歳になる前日の時点で就労移行支援の支給決定を受けていた方
- 生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行う

就労定着支援

就労先の労働環境や業務内容に順応し、長く働き続けられるようにサポートしてくれるサービス

- 就労移行支援等を利用した後、通常の事業所に新たに雇用された障害者であって、就労を継続している期間が6月を経過した方
- 企業・事業所や関係機関との連絡調整、雇用に伴い生じる日常生活、または社会生活上の各問題に関する相談、指導・助言などの支援を行う

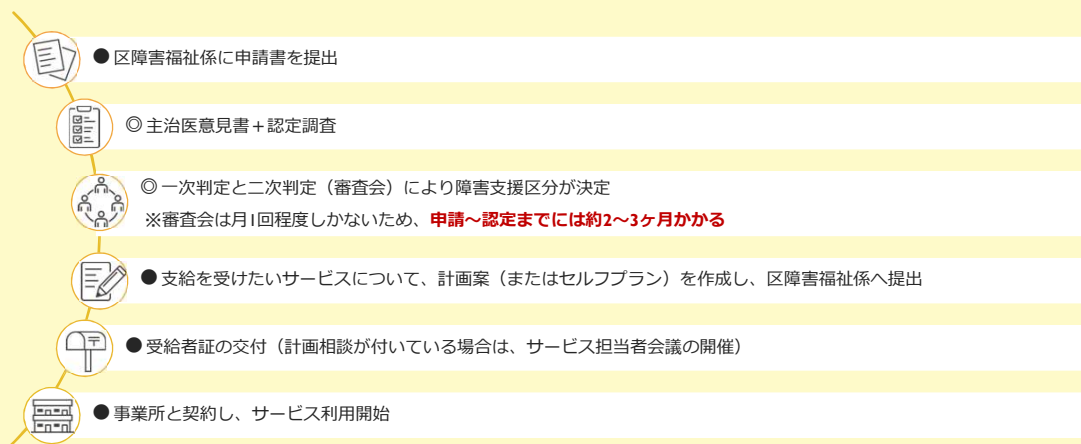
地域活動支援センター

障害者の自立した日常生活や社会生活を支援する市町村独自のサービス

- 国が「障害者総合支援法」に基づき行っている「地域生活支援事業」のひとつ
- 障害のある人が地域で日常生活や社会生活を過ごしやすいようになるように、創作・生産活動、地域交流などの活動を通じて、障害のある人の日中活動を支援する
- I～Ⅲ型まであり、それぞれの機能や支援内容は異なる
 - 【Ⅰ型】創作・生産活動、地域交流に加え、精神保健福祉等の専門職が相談に応じ、ボランティア育成や地域との交流活動を行う
 - 【Ⅱ型】就労が難しい障害のある人を対象として、創作活動や機能訓練、社会適応訓練、地域との交流促進などのサービスを提供
 - 【Ⅲ型】簡単な内職や手工芸などの作品作りや販売活動など、創作活動や生産活動、地域との交流を支援

	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	生活介護	地域活動支援センター
目的	一般就労に必要なスキル習得	継続的な就労・生産活動機会の提供	社会参加と就労に向けた活動の提供	入浴、排せつ及び食事等の介護や、日常生活上の支援、生産活動の機会等の提供	創作的活動、生産活動、社会交流の機会の提供
対象者	障害や難病があり、一般就労を目指す人	障害があり、一定の支援を受けながら就労を続けたい人	障害があり、通常の企業に雇用されることが難しい人	常時介護が必要な障害のある人 原則区分3以上	地域にお住まいの障害のある人
雇用契約	なし	あり	なし	なし	なし
賃金(工賃)	原則なし	あり(最低賃金が保障される)	あり(作業による対価として工賃が支払われる)	生産活動の収益があれば工賃が支払われる	生産活動のあるⅢ型では収益があれば工賃が支払われる
平均月収	なし	98,059円(R4年度広島県実績)	18,005円(R4年度広島県実績)	約3,000~4,000円(工賃がある事業所のみ の全国平均)	3,532円(R2年全国実績)
利用年齢	原則18歳~65歳未満	原則18歳~65歳未満	特に制限なし	原則18歳~	
利用期間	原則2年間	個々の状況に応じて継続的な利用が可能	個々の状況に応じて継続的な利用が可能	個々の状況に応じて継続的な利用が可能	個々の状況に応じて継続的な利用が可能

サービス利用までの流れ



訓練等給付の場合は、障害支援区分の認定が必ずしも必要ないため、◎の項目が省略されます。

障害支援区分とは

障害者等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもの

- ・介護給付（生活介護など）の必要度、つまりサービスが必要か、どれくらいの量のサービスが必要かなどを表す
- ・区の認定調査や医師意見書などによる審査会での審査を踏まえ、1～6までの区分が決定（数字が大きい方が支援の必要度が高い）
- ・訓練等給付（A型やB型など）の利用には区分は不要

相談支援専門員の計画案

サービス等利用計画					
利用者の氏名	生年月日	障害の種類	障害の程度	障害の発生時期	障害の経過
春咲 さくら	1991年10月	知的障害	軽度	1991年10月	知的障害
相談支援専門員	1991年10月	知的障害	軽度	1991年10月	知的障害
利用者の住所	東京都中央区	東京都中央区	東京都中央区	東京都中央区	東京都中央区
利用者の家族	母 春咲 さくら	父 春咲 さくら	兄 春咲 さくら	弟 春咲 さくら	妹 春咲 さくら
利用者の職業	無職	無職	無職	無職	無職
利用者の学歴	小学校卒業	小学校卒業	小学校卒業	小学校卒業	小学校卒業
利用者の収入	なし	なし	なし	なし	なし
利用者の生活状況	一人暮らし	一人暮らし	一人暮らし	一人暮らし	一人暮らし
利用者の生活環境	都市部	都市部	都市部	都市部	都市部
利用者の生活課題	生活リズムの乱れ	生活リズムの乱れ	生活リズムの乱れ	生活リズムの乱れ	生活リズムの乱れ
利用者の生活目標	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える
利用者の生活計画	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える
利用者の生活支援	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える
利用者の生活支援計画	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える
利用者の生活支援実施状況	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える
利用者の生活支援実施計画	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える
利用者の生活支援実施評価	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える
利用者の生活支援実施評価計画	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える
利用者の生活支援実施評価実施状況	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える
利用者の生活支援実施評価実施計画	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える
利用者の生活支援実施評価実施評価	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える
利用者の生活支援実施評価実施評価計画	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える

本人、家族などが作るセルフプラン

サービス等利用計画（セルフプラン作成）											
利用者の氏名	生年月日	障害の種類	障害の程度	障害の発生時期	障害の経過	利用者の住所	利用者の家族	利用者の職業	利用者の学歴	利用者の収入	利用者の生活状況
春咲 さくら	1991年10月	知的障害	軽度	1991年10月	知的障害	東京都中央区	母 春咲 さくら	無職	小学校卒業	なし	一人暮らし
相談支援専門員	1991年10月	知的障害	軽度	1991年10月	知的障害	東京都中央区	父 春咲 さくら	無職	小学校卒業	なし	一人暮らし
利用者の住所	東京都中央区	東京都中央区	東京都中央区	東京都中央区	東京都中央区	東京都中央区	母 春咲 さくら	無職	小学校卒業	なし	一人暮らし
利用者の家族	母 春咲 さくら	父 春咲 さくら	兄 春咲 さくら	弟 春咲 さくら	妹 春咲 さくら	母 春咲 さくら	父 春咲 さくら	兄 春咲 さくら	弟 春咲 さくら	妹 春咲 さくら	母 春咲 さくら
利用者の職業	無職	無職	無職	無職	無職	無職	無職	無職	無職	無職	無職
利用者の学歴	小学校卒業	小学校卒業	小学校卒業	小学校卒業	小学校卒業	小学校卒業	小学校卒業	小学校卒業	小学校卒業	小学校卒業	小学校卒業
利用者の収入	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
利用者の生活状況	一人暮らし	一人暮らし	一人暮らし	一人暮らし	一人暮らし	一人暮らし	一人暮らし	一人暮らし	一人暮らし	一人暮らし	一人暮らし
利用者の生活環境	都市部	都市部	都市部	都市部	都市部	都市部	都市部	都市部	都市部	都市部	都市部
利用者の生活課題	生活リズムの乱れ	生活リズムの乱れ	生活リズムの乱れ	生活リズムの乱れ	生活リズムの乱れ	生活リズムの乱れ	生活リズムの乱れ	生活リズムの乱れ	生活リズムの乱れ	生活リズムの乱れ	生活リズムの乱れ
利用者の生活目標	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える
利用者の生活計画	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える
利用者の生活支援	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える
利用者の生活支援計画	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える
利用者の生活支援実施状況	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える
利用者の生活支援実施計画	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える
利用者の生活支援実施評価	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える
利用者の生活支援実施評価計画	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える
利用者の生活支援実施評価実施状況	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える
利用者の生活支援実施評価実施計画	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える
利用者の生活支援実施評価実施評価	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える
利用者の生活支援実施評価実施評価計画	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える	生活リズムを整える

障害福祉サービスを使ったときの自己負担は？

- サービス利用料の1割を利用者負担として支払う。残りの9割は市区町村が負担する
- 負担の上限額を設定し、利用者の負担が一定以上にならないようにしている
- 所得を判断するときの世帯は、障害のある本人とその配偶者
- 一部のサービスには、食費や光熱費等の実費負担がある

所得区分		負担上限月額
生活保護世帯		0円
利用者および配偶者が市民税非課税		0円
利用者および配偶者が市民税課税	市民税所得割額16万円未満	9,300円
	上記以外	37,200円

卒業後の進路～特別支援高校に通っていたAさんの場合～

高等部

- 適性や本人と両親の希望も踏まえ、卒業後は就労継続支援B型を利用することになった。
- 体験などを行い、卒業後に受け入れてくれる事業所も決まった。

卒業後

- B型作業所には週5日通い、清掃作業や内職作業に取り組んだ。
- 事業所での人間関係も良好で、他利用者やスタッフからもかわいがられて本人も楽しく通っていた。

迷い

- 数年通う中で本人の中でステップアップしたいという想いが芽生えてきた。
- 事業所での面談時に想いを伝えると、A型や障害者雇用へのステップアップを応援してくれることになった。

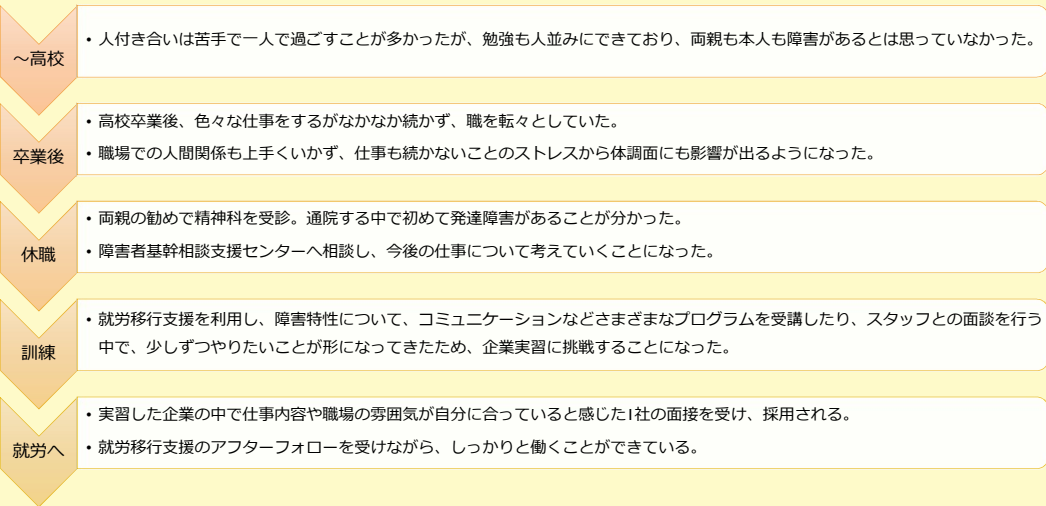
意向

- 本人の得意な清掃作業をメインにどんな働き方があるのかを事業所のスタッフと一緒に探していくことになった。
- 障害者雇用の希望があったため、仕事探しの相談を障害者就業・生活支援センター（通称：ナカボツ）にすることになった。

就労後

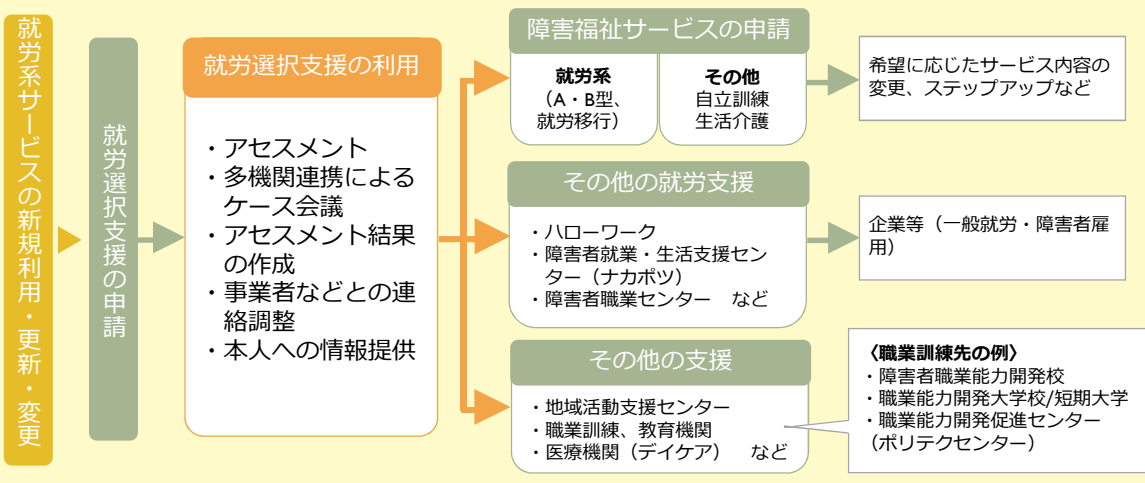
- ナカボツがハローワークや企業との仲介をしてくれ、清掃の障害者雇用の仕事が決まった。
- 就職後も不安なことや困ったことがあれば、ナカボツに相談し、必要に応じて企業ともやり取りしてもらっている。

卒業後の進路～普通高校に通っていたBさんの場合～



就労選択支援

本人の希望や適性・能力に合った就職先や就労支援サービスが選べるようサポートする



おわりに

- 一昔前は、障害のある人が学校を卒業した後の進路、行き場がなく、とても苦労した時代がありました。
- 現在は、制度が充実し、福祉サービスも多様化しており、日中活動の場もたくさん増え、行き場に困る時代から、どこに行くか迷う時代が変わってきています。
- ご自身、子どもさんのニーズに応じて利用する事業所を選ぶことができるようになりましたが、福祉サービスと一括りに言ってもさまざまな種類があるために、どこがいいのか選ぶのは容易ではないと思います。
- まずは色々な人や相談先に相談して、情報を得ること、実際に見て体験してみて、いいなと思う進路、行き場を見つけていただければと思います。

ご清聴ありがとうございました

佐伯区地域部会のホームページでは、佐伯区内の障害に関するさまざまな情報を発信しています。ぜひご覧ください！

